

○茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

平成20年3月19日

教育委員会規則第4号

改正 平成22年3月26日教委規則第3号

平成23年3月24日教委規則第3号

令和3年3月25日教委規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市教育基本計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

（平23教委規則3・一部改正）

（委員）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

（平22教委規則3・令3教委規則2・一部改正）

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。